

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (教務企画課) 第10条 教務企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 学生の身分に関すること。 (3) 学位に関すること。 (4) 教育制度に係る企画、立案等に関すること。 (5) 教育に係る事務情報システムの運用等に関すること。 (6) その他教務、教育制度に関すること。 (後 略)</p>	<p>(教務企画課) 第10条 (1) (2) (3) (同 左) (4) (5) (6) <u>学部及び学科、研究科及び専攻その他の教育研究上の基本となる組織の設置及び改廃の申請、報告等に関すること。</u> (7) (同 左) 附 則 (令和8年1月総長裁定) この規程は、令和8年1月9日から施行し、令和7年11月1日から適用する。</p>